

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の（設例）を読んで、間に答えなさい。（配点：50点）

（設例）

甲市に住む大学教員Xは教科書を出版し、2016年中に100万円あまりの印税収入（以下「本件収入」という。）を得た。その後2016年の所得税確定申告の時期になり、Xは、本件収入につき確定申告書に記載しようとしたが、本件収入に係る所得（以下「本件所得」という。）が「事業所得」と「雑所得」のいずれに該当するのか判断することができなかった。本件所得が事業所得に該当するなら納めるべき税金の総額がかなり低くなるため、Xは税務署の税務相談（無料）を利用しようと考えた。

2017年2月17日、Xは甲税務署に赴き、税務相談において関係書類を示しつつ本件収入に至る経緯を説明し、本件所得を事業所得と解して確定申告をすることができないか尋ねた。これに対し、税務相談担当の税務署員Bから、Xの説明の通りであるとすれば事業所得に該当するのではないかとの応答がなされたことから、Xは、3月5日、本件所得を事業所得と解して作成した確定申告書を甲税務署に提出した。

しかし、甲税務署長Aは、本件所得を雑所得と解し、2017年7月8日付けて、確定申告書記載の税額に加え、新たに納付すべき税額を18万5600円とする更正処分をした（以下「本件処分」という。）。

そこでXは審査請求を経た後、国を被告として本件処分の取消訴訟を提起し、「仮に本件所得が雑所得に該当するとしても、甲税務署での税務相談において事業所得に該当するとの見解が示され、その見解にしたがって確定申告書を作成したのであるから、その内容が誤りであるとして本件処分をすることは信義則に反し許されず、本件処分は違法である」と主張した（以下「本件主張」という。）。

[問]

あなたが国側の代理人であるとして、本件処分が適法であることにつきどのような主張をするか、Xの本件主張を踏まえた上で、これに反論しなさい。なお本件所得が雑所得と解されることには前提としてよい。

（参考）

日本国憲法

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科
前期日程入学試験問題 法律科目試験
(行政法)

国税通則法

(更正)

第24条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。